

広報西原号外 災害臨時第8号

主な内容：■村内小中学校再開

※用紙の都合上、発行部数を少なく
していますので、周りの方にもお知
らせください。

平成 28 年 5 月 13 日 発行
編集と発行
西原村役場企画商工課
TEL 279-3111
〒861-2402
阿蘇郡西原村大字小森 3259

助け合い、支えあい！がんばろう！！にしはら

村内の小中学校再開 ～学校に久しぶりの“笑顔”～

4月14日に発生した熊本地震発生以降、臨時休校となっていた村内の小中学校が5月11日（水）から再開し、27日ぶりに学校に笑顔が戻りました。（村内小中学校では、一時避難で暫く、村外の学校へ通っている児童、生徒も数名います。）

山西小学校では、クラス毎に学校の危険箇所の確認が行われ、先生から「ここは、ひびが入っています。ここは危ないから通れません。」といった説明が行われ、児童も熱心に確認している様子でした。

長い臨時休校だったため、「夏休みはどうなるのだろう」と心配している様子もありましたが、先生や友達との再会にニコニコ笑顔で、賑やかな学校となりました。

早くみんなの笑顔が揃うといいですね。



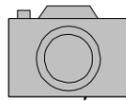
危険箇所の確認の様子

アイルランドから ～私たちにできることはないか～



マクマホンさん一家

玉の迫に住む木下正二郎さん、洋子さんの三女、純子さん。語学留学中に知り合ったボブ・マクマホンさんと結婚し、現在、アイルランド ボハチ地区に住んでおられます。アイルランドは地震のない国だそうで、今回の熊本地震による、西原村の被災状況に大変驚かれたそうです。マクマホンさん一家は『何か私たちにできることはないか。』という思いから『ジャパン映画夜の会』を計画。映画会では樹木希林さんの『あん』が上映され、50名を超える地区の方が集まりました。また、上映会に集まられた皆様より寄付金が寄せられ、近く西原村へ寄付される予定です。



避難所での一枚



村民体育館で久しぶりの再会!!

熊本県弁護士会による無料法律相談について

今回の熊本地震に関する各種問題について、熊本県弁護士会の申し出により、無料法律相談（ボランティア）を、次のとおり行いますので、村民の皆さまにお知らせします。

なお、相談内容は、今回の熊本地震に関するものに限らせていただきます。 お気軽にご相談ください。

【相談日等】

相談日	相談会場	相談時間
平成28年5月15日（日）	山西小学校体育館	10:00～16:00
〃	河原小学校体育館	〃
〃	西原中学校体育館	〃

【問い合わせ先】

西原村役場住民課健康福祉係 ☎279-4397

★★暑い日が続いております。こまめな水分補給を心がけ、熱中症に気をつけましょう★★

高齢者向け給付金 (年金生活者等支援臨時福祉給付金) について (お知らせ)

本村では、高齢者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)の申請準備をしておりましたが、この度の震災により支給対象者の方への申請書の発送が困難な状況になっております。

本来であれば給付金の支給申請にあたっては、支給対象者の方から申請書を提出いただく必要がありますが、このような罹災状況から、今回の高齢者向け給付金の支給については、平成28年5月31日(火)までに給付金の申請意思が無い旨をお申出いただかない限り、給付金の申請意思があり申請書の提出があったものとみなした上で、支給対象者の方への一括振込を予定しております。

(よって、給付金の申請意思がある方は、何も手続きをすることなく、給付金が振り込まれます。)
支給対象者の要件は、以下のとおりとなっておりますのでご確認ください。

【支給対象者】

支給対象者は、平成27年1月1日時点で西原村に住民登録がされており、平成29年3月31日までに65歳以上になられる方(昭和27年4月1日以前に生まれた方)で、平成27年度村民税が非課税の方です。

ただし、①平成27年度市町村民税が課税されている方に扶養されている方、②生活保護を受給されている方、③給付金の申請意思が無い方は支給対象から外れます。

申請意思が無い方は、平成28年5月31日(火)までに役場住民課健康福祉係(☎279-4397)までその旨をご連絡ください。(申請意思がある方は、役場へ連絡する必要はありません。)

【支給額】

1人につき 30,000円

(支給は1回で、原則支給対象者の金融機関口座に振り込みます。)

【支給時期】

平成28年6月中旬を予定しております。

(給付金を振り込む前に支給決定通知書を郵送し振込日をお知らせします。)

【振込み詐欺に注意】

高齢者向け給付金に関して、厚生労働省や市町村などがATMの操作をお願いすることは絶対ありません。不審な電話や郵便があった場合は役場や警察にご連絡ください。

【問い合わせ先】

西原村役場住民課健康福祉係 ☎279-4397

支給対象者の要件などは、厚生労働省給付金専用ダイヤル ☎0570-037-192でもご案内しています。(ただし、特定の方が支給対象者に該当するかどうかはご案内できません。)